Vol.038 税界タイムス
www.zeikai.net
年間購読料（6号分・前納・送料共）
2,800円（税込）
発行日：2014年2月1日（土）
発行所：㈱ゼイカイ
住　所：〒162-0843
東京都新宿区市谷田町2-7-15
電　話：03-6280-7109

税理士法改正へカウントダウン

「資格の自動付与」会計士会と同意
名義貸しに罰則、会費滞納者に懲戒処分

INDEX
注目される太陽光発電事業 …… 2面
見えてきた公益認定後の新市場 …… 3面
新春対談「会計業界を占う」 …… 4、5面
「本郷孔洋理事長」×「井上達也社長」
顧問先獲得の合同セミナー …… 6面
女性ならではの相続支援とは …… 7面
「医療経営士1級試験合格」の税理士 … 8面

税理士業界念願の税理士法改正が、ついに実現する。平成26年度税制改正大綱において、納税環境整備の一環として13項目にわたる「税理士制度の見直し」が明記されたことによるもので、平成21年8月に日税連による「税理士法改正に関するプロジェクトチーム」設置以来、5年以上の歳月を経ての実現だ。なかでも、昨年来から税理士業界と公認会計士業界が「資格の自動付与」をめぐり、熱いバトルを繰り広げていた問題については、両者間で合意に達し、不毛な議論に終止符が打たれた格好だ。


念願の税理士法改正を実現した日税連（会館）

「公認会計士に係る資格付与の見直し」

税理士法改正の最大の関心事とされていた公認会計士への税理士資格付与問題。日税連側は現行規定を見直し、税理士資格を付与する条件として「税法1科目合格」を主張してきたが、対立する日本公認会計士協会の両者が歩み寄り、公認会計士に対する“研修受講”という形で落ち着いた。

この資格の自動付与問題は、水面下で会計士側と妥協点を探るべく交渉が行われていたもので、結果的にほぼ現状維持の内容で双方が合意。つまり、日税連が求めていた、公認会計士が税理士登録をするに当たって、追加的な担保措置はナシ、ということで合意をみたもの。最終的には、政治的な決着という見方が一部の間では出てはいるものの、現行の税理士法3条1項および2項とは別に、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を受講することとする旨の規定を設けることとなった。

具体的には、①実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定する、②指定する研修は、税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修とする――というもの。この改正は、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者から適用される。

互いに一歩も引かず、これ以上の論争を繰り返せば、恐らく税理士と公認会計士との間の“職域論争”はさらにヒートアップすることは確実視されていただけに、今回、“妥協点”を見出せたことに対して、“安堵の声”は少なくない。

ただ、この「国税審議会の指定する研修」とは、具体的にどのようなレベルの内容なのかは、あまり公表されていない。そのため、今後は、実務補習の内容に議論が移るものと見られている。

「税理士の懲戒処分」

税理士の懲戒処分の罰則を強化し、税理士業務の停止の期間を2年以内（現行1年以内）に改める。これまで、ニセ税理士に対する名義貸しの禁止規定と罰則ついては、明確な条文がなかったが、罰則に幅を持たせることで、非行税理士に対して適正な処分を下していく姿勢がうかがえる。また、非税理士に対する名義貸しについても禁止規定および罰則が設けられた。

また、税理士会の会費を滞納する者に対しても懲戒処分をすることができる旨を明確化する。税理士業界内では、行方不明会員に対する会費未納への対応には打つ手が限られているだけに、頭を悩ます課題の一つに挙げられていた。これらは27年4月1日から適用される。

さらに、懲戒処分となった公務員等が、欠陥期間を経過した後に税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとするなど、所要の措置を講ずるとしている。これは、昨年世間を騒がせた兵庫・西宮の国税OB税理士の問題が影響を与えたものと見ることができ、平成26年4月1日以後の登録申請からとなる。この改正項目については、「国税側に身分照会でもすればすぐにわかること。改正はなんで今さら？」という声も挙がっている。

「補助税理士制度の見直し」

補助税理士制度のあり方についても業界内で議論されてきたが、今回の大綱により、補助税理士が所属する他の税理士または税理士法人の承諾を得て、他人の求めに応じ自ら税理士業務の委嘱を受ける場合の手続きを設けることとした。それにともない、名称の変更や登録事項および税務書類等への付記の見直しなど、所要の措置も講じていく。

税理士業界内では、開業税理士、社員税理士、そしてこの補助税理士というカテゴリーが存在する。なかでも、勤務税理士から制度が変わった時点で設けられた「補助税理士」については、自分で事務所を構えることができない税理士が、開業税理士や税理士法人で雇われる場合に使う名称とされているだけに、存在自体が“曖昧”と言われてきた感が強い。

ただ、今回の改正でも、「所長税理士の許可を得たら補助税理士が自分の仕事を請けてもいい」という捉え方ができることから、「何のための改正なのか」とした意見も少なくない。同じ税理士試験に合格し、同じ業務をこなしている補助税理士の“立ち位置”について、抜本的な観点から見直しが必要との見方もある。

このほか、大綱には、調査の事前通知の見直しも盛り込まれた。税務官公署の職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について調査する場合において、その租税に関し税理士法第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、国税通則法等の定めるところにより、当該税理士に対し調査の事前通知をしなければならないこととする。これは、平成26年7月1日以後に行う事前通知から適用される。

このほかの改正項目として、租税教育への取組の推進、事務所設置の適正化、報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止等の見直し、税理士証票の定期的交換、電子申告等に係る税理士業務の明確化などが盛り込まれた。

なお、「経済的弱者に対する税務支援（無料税務相談等）」、「研修受講の義務化」については、法律で規定するものではないとして大綱からは見送られたが、日税連では会則で厳しく対応する方向で検討を進めていく方針だ。いずれにせよ、日税連では今通常国会での実現を強く求めている。

「税界タイムス」購読料改定について

読者の皆様には、日頃より「税界タイムス」をご愛読いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、税界タイムスは創刊（平成19年12月）以来購読料を据え置いてまいりました。その間、より多くの読者の方々に税理士業界についての様々な情報をお届けするため、購読料の維持の努力を続けてまいりました。しかしながら、発行経費の節減等の自助努力のみでの購読料の維持は難しい状況となっております。

つきましては、誠に心苦しい限りでありますが、平成26年4月（第39号）からの契約更新分より年間購読料（税・送料込）を2,800円から3,800円に改定させていただくこととなりました。

何卒事情をご理解の上、引き続きご愛読賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 ゼイカイ